

一、業務理手當ハ従前通り支給セリ度
工務課ノ部

一、軌道工夫澁美志美ハ解雇ヲ取消シ本雇トセリ度
一、日給額ハ三分減トセラレ度

一、褒賞休暇ハ七年二日トシ遅刻早退五回ハ精勤上扱セリ度
一、公出ヲ命ゼラル、七病氣其他已多得ヌル場合ハ公休ヲ許可セリ度

一、薪不賞典ハ運輸課兼員ト同様トセリ度
一、退職手當ハ従前通りトセリ度

昭和五年十月十四日

総業員一同

城東電気軌道株式会社 代表 山下

5. 11. 16
1813

号外第三六五四番

昭和五年十月十五日

善視總監 丸山 鶴吉

出務大臣 安達 謙藏 殿

鐵道大臣 江木 翼 殿

逓信大臣 小泉 义次郎 殿

社會 局長 官殿

各 廳 有 縣 長 官 殿

以上之各部 局長 官殿
事務 課長 官殿

城東電気軌道株式会社、債金整理ニ伴フ紛議(重要発生)
ニ関スル件 (第四報) 十月十五日(相違)

書

○本報開行より日経新聞社が本報を購読せしむる中本報社は新聞紙料を本報社に請求す
○本報社が日経新聞社に請求する中本報社が本報を購読せしむる中本報社が本報社に請求す
○本報社が日経新聞社に請求する中本報社が本報を購読せしむる中本報社が本報社に請求す